

第 6 期宇治市障害福祉計画

・

第 2 期宇治市障害児福祉計画

(初案)

宇 治 市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけと期間	2
第2章 宇治市の障害福祉にかかる状況	4
1. 宇治市の人口及び障害手帳所持者数の推移	4
2. 障害福祉サービス等の利用状況	7
第3章 計画の基本方針	14
第4章 障害福祉サービスの整備目標	17
1. 第6期障害福祉計画の整備目標	18
2. 第2期障害児福祉計画の整備目標	23
第5章 障害福祉サービス等の見込量	24
1. 第6期障害福祉計画のサービス見込量	24
2. 地域生活支援事業の見込量	27
3. 第2期障害児福祉計画のサービス見込量	28
第6章 目標実現のための方策	29

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の背景

障害のある人をめぐる制度は、従来の「措置制度」から、平成15年の「支援費制度」導入により、障害のある人自らがサービスを選択し、事業者との契約によってサービスを受けるという、「自己選択、自己決定」の制度へと改革されました。また、平成18年の「障害者自立支援法」の施行により、「支援費制度」における課題であった年齢や障害種別を越えたサービス体系の一元的な制度が確立され、市町村に対しては障害福祉計画の作成を義務付け、サービスの提供体制を計画的に整備する仕組みが導入されました。

その後、障がい者制度改革推進本部における検討を踏まえて、利用者負担の見直しや相談支援の充実がされ、平成25年度からは、障害者自立支援法が改正され、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）が施行されました。

なお、この障害者総合支援法においては、施行後3年を目途に障害福祉サービスの在り方を見直すこととされており、この見直しを受け「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が平成30年4月から施行されました。（一部は公布の日に施行）

こうした国の法令・制度のもと、宇治市では平成30年度からの3か年度を計画期間とする「第5期宇治市障害福祉計画・第1期宇治市障害児福祉計画」を策定して障害福祉サービスの整備に取り組んできました。全体としては概ね順調に進捗してきていますが、地域移行や一般就労への移行などに課題がある状況となっています。そのため、計画期間の終了に向け、障害福祉を取り巻く情勢や地域のニーズ等を的確に捉えたうえで、宇治市における課題や現状により即した計画を定め、障害福祉の一層の推進に取り組むことが求められています。

そのような中、国から示された基本指針及び令和2年9月に実施したアンケートの結果を踏まえ、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「第6期宇治市障害福祉計画」を策定するとともに、障害児支援の提供体制の整備のため、「第2期宇治市障害児福祉計画」を一体的に策定します。

2. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ（法定根拠）

第6期障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」となる法定計画であり、同法において定める「基本指針」（平成18年厚生労働省告示第395号）に規定されている次の事項を踏まえ、障害のある人の生活支援にかかわる具体的なサービス提供体制の整備について定めるものです。また、併せて策定する第2期宇治市障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」となる法定計画です。

「基本指針」（平成18年厚生労働省告示第395号）

（抜粋～市町村障害福祉計画の作成に関する事項～）

1. 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
2. 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
3. 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項
4. 指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業並びに指定通所支援等の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

(2) 宇治市障害者福祉基本計画との関係と計画の期間

「宇治市障害者福祉基本計画」は障害者施策全般について定めた計画であり、障害福祉計画（障害児福祉計画を含む）は、宇治市障害者福祉基本計画に掲げられている施策のうち、特に障害のある人の生活支援に係る施策について、障害者総合支援法（障害児福祉計画は児童福祉法）に基づく各種指定障害福祉サービス等の具体的な数値目標等について定める計画です。

障害福祉計画は宇治市障害者福祉基本計画の障害福祉サービス分野における“3か年の実施計画”と位置づけられます。

障害福祉計画の位置づけ

【上位計画】

宇治市総合計画

宇治市地域福祉計画

【障害者施策における計画】

宇治市障害者福祉基本計画

宇治市障害福祉計画
 宇治市障害児福祉計画

【計画の期間】

【計画の期間】	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
障害者福祉基本計画	第2期宇治市障害者福祉基本計画(2012年~2023年)								
障害福祉計画 (障害児福祉計画)	第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画 (第1期障害児福祉計画)			第6期障害福祉計画 (第2期障害児福祉計画)		

第2章 宇治市の障害福祉にかかる状況

1. 宇治市の人口及び障害手帳所持者数の推移

(1) 宇治市の人口

宇治市は、昭和26年に2町3村の合併により、人口3万8千人で市制を施行しました。

昭和30年代後半の高度経済成長期以降、急激に人口が増加し、昭和45年には10万人、昭和54年には15万人を突破しました。

その後、人口の伸びは鈍化し、平成19年度の19万人をピークに、近年は減少傾向に転じています。

(各年度10月1日現在 単位:人)

性別	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)
男	89,014	88,410	88,003	87,560	86,968
女	95,664	95,301	94,918	94,610	94,007
総数	184,678	183,711	182,921	182,170	180,975

(2) 身体障害手帳所持者数の推移

宇治市の身体障害者手帳所持者数の過去5年の推移は以下のとおりとなっており、毎年逡増しています。特に65歳以上の増加が最も多く、障害のある人の高齢化が進んでいると考えられます。

(各年度3月末現在 単位:人)

等級	年齢	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)
1	18歳未満	58	54	56	53	61
	18歳～64歳	684	638	619	611	594
	65歳以上	2,028	2,065	2,069	2,056	2,063
2	18歳未満	28	27	28	26	29
	18歳～64歳	360	349	350	361	359
	65歳以上	1,008	1,010	1,022	1,016	1,021
3	18歳未満	18	19	17	18	18
	18歳～64歳	339	335	319	287	270
	65歳以上	1,161	1,145	1,170	1,202	1,193
4	18歳未満	10	10	12	14	14
	18歳～64歳	670	619	594	599	597
	65歳以上	2,427	2,493	2,544	2,583	2,596
5	18歳未満	3	1	1	1	2
	18歳～64歳	216	205	197	199	203
	65歳以上	598	619	645	666	682
6	18歳未満	2	2	2	4	4
	18歳～64歳	162	171	178	179	181
	65歳以上	509	551	626	679	705
合計	18歳未満	119	113	116	116	128
	18歳～64歳	2,431	2,317	2,257	2,236	2,204
	65歳以上	7,731	7,883	8,076	8,202	8,260
		10,281	10,313	10,449	10,554	10,592

(3) 療育手帳所持者数の推移

宇治市の療育手帳所持者数の過去5年の推移は以下のとおりとなっており、毎年逡増しています。平成27年度(2015年度)と令和元年度(2019年度)比較で225人(13.6%)増加しています。

(各年度3月末現在 単位:人)

等級	年齢	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)
A	18歳未満	118	130	134	133	141
	18歳以上	522	534	545	570	583
B	18歳未満	265	298	325	340	344
	18歳以上	749	772	787	793	811
計		1,654	1,734	1,791	1,836	1,879

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

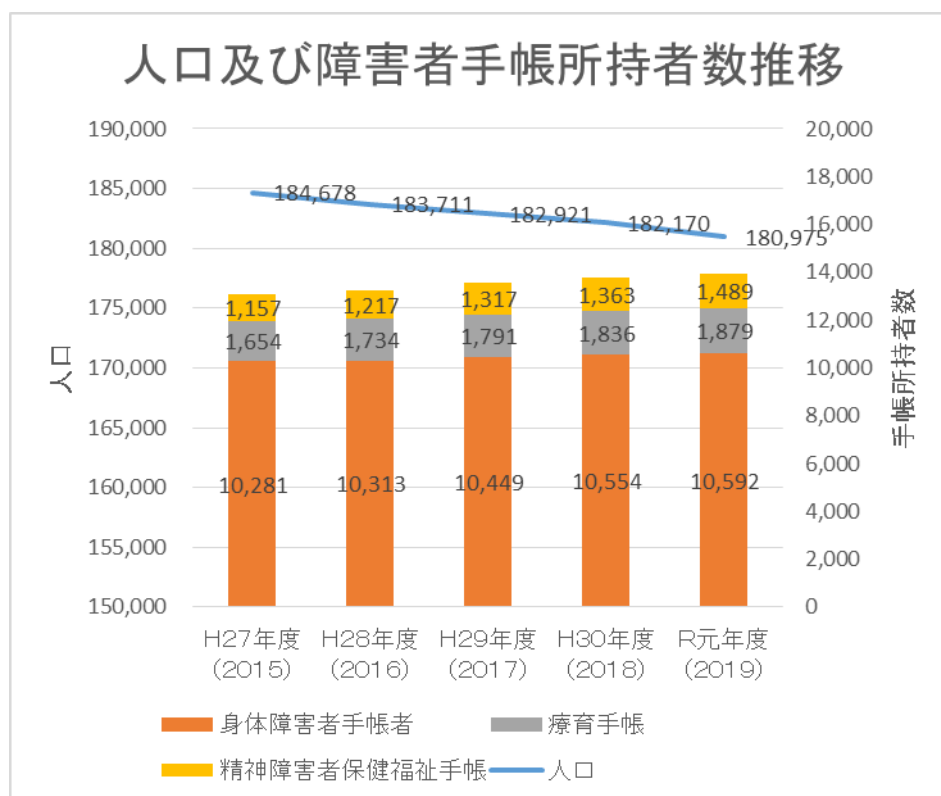
宇治市の精神障害者保健福祉手帳数の過去5年の推移は以下のとおりとなっており、毎年逡増しています。平成27年度(2015年度)と令和元年度(2019年度)比較で332人(28.7%)増加しています。

(各年度3月末現在 単位:人)

等級	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)
1級	105	102	112	97	97
2級	584	617	644	655	715
3級	468	498	561	611	677
計	1,157	1,217	1,317	1,363	1,489

(5) 宇治市の人口と障害者手帳所持者数の推移

宇治市の人口と各種障害者手帳所持者数の過去5年の推移は以下のとおりとなっています。人口が減少傾向ですが、各種障害者手帳の所持者数は逡増しています。



2. 障害福祉サービス等の利用状況

平成30年度(2018年度)から令和2年度(2020年度は見込)までの第5期障害福祉計画期間における障害福祉サービスの利用状況は、以下のとおりです。なお、各年度の数値は3月の実績となっています。

【新型コロナウイルス感染症の影響について】

各サービスの実績値については、各年度の3月実績を基準として比較しているため、令和元年度実績(令和2年3月実績)につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けていると考えられるものもあります。

訪問系サービスの利用状況(1か月当たり)

区分		単位	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度(見込) (2020)
居宅介護	利用者数	人	317	340	355
	利用実績	時間	5,735	7,047	7,863
重度訪問介護	利用者数	人	10	14	18
	利用実績	時間	3,220	5,154	6,073
同行援護	利用者数	人	38	37	54
	利用実績	時間	822	593	1,056
行動援護	利用者数	人	65	65	77
	利用実績	時間	1,702	2,414	2,691
合計	利用者数	人	430	456	504
	利用実績	時間	11,479	15,208	17,683

居宅介護は令和2年度(2020年度)にかけて、利用者数・利用実績ともに増加する見込みです。重度訪問介護については、近年利用者数・利用実績とも大幅に増加しています。同行援護については、令和2年3月の利用実績が大幅に減少しており、これは新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものだと考えられます。行動援護の利用実績については、令和2年度(2020年度)にかけて利用者数・利用実績ともに増加する見込みです。

日中活動系サービスの利用状況(1か月当たり)

区分	単位	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度(見込) (2020)
生活介護	人	422	426	434
	人日	7,817	8,416	8,504
自立訓練(機能訓練)	人	5	3	2
	人日	65	45	22
自立訓練(生活訓練)	人	44	39	40
	人日	495	393	409
就労移行支援	人	48	43	50
	人日	793	695	812
就労継続支援(A型)	人	107	113	118
	人日	1,989	2,138	2,213
就労継続支援(B型)	人	285	283	291
	人日	4,538	4,486	4,623
就労定着支援	人	20	23	24
療養介護	人	29	29	29
短期入所	人	175	160	133
	人日	844	831	710
合計	人	1,135	1,119	1,121
	人日	16,541	17,004	17,293

※人日 … 人数 × 1人当たりの平均利用日数

生活介護、就労継続支援(A型)は利用者数・利用実績とも年々増加しています。自立訓練(機能訓練)は平成30年度(2018年度)から自立訓練(生活訓練)の対象が身体障害者にまで拡大されたことを受け、利用者数・利用実績とも年々減少傾向にあります。自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(B型)については令和2年3月に利用者数や利用実績が減少していますが、これは新型コロナウイルス感染症の影響を受けて利用を控えられていると考えられます。短期入所についても新型コロナウイルス感染症の影響による利用控えにより令和2年度は減少見込みとなっています。療養介護の利用者数は横ばいです。

居住系サービスの利用状況(1か月当たり)

区分	単位	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度(見込) (2020)
共同生活援助	人	145	151	151
施設入所支援	人	131	136	135
自立生活援助	人	0	0	0

共同生活援助は新たに事業所が開設され、実績値は増加しています。施設入所支援については、施設入所者の地域移行が進む一方で、重度の障害のある人が多く、介護者の高齢化等に伴い入所を希望される人数が地域移行者数を上回る見込みです。自立生活援助については平成30年4月から新しく創設されたサービスですが、本市での利用実績はなく、今後も利用ニーズの調査とサービス普及に努めます。

計画相談支援等の利用状況

区分	単位	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度(見込) (2020)
計画相談支援	人	965	1,006	1,088
地域移行支援	人	0	1	2
地域定着支援	人	45	54	58

※人 … 利用決定人数

計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援ともに年々増加しています。

地域生活支援事業の利用状況(年間)

区分	単位	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度(見込) (2020)
相談支援事業 (障害者生活支援センター)	か所	1	1	1
成年後見制度利用支援事業 ※1、※2	件	17	15	24
意思疎通支援事業	件	916	822	735
日常生活用具給付等事業	件	4,389	4,627	4,784
移動支援事業	時間	36,603	33,794	19,965
日中一時支援事業	時間	101,642	111,017	106,861
地域活動支援センター事業 ※1	か所	4	4	4

※1 成年後見制度利用支援事業、地域活動支援センター事業は障害者分の件数。

※2 成年後見制度利用支援事業は、宇治市長の審判申立及び費用の助成件数。

成年後見制度利用支援事業・日常生活用具給付等事業の利用件数は年々増加しています。一方、意思疎通支援事業・移動支援事業の利用件数・利用時間は平成30年度(2018年度)から比較すると年々減少していますが、これは新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出規制や支援の利用控えの影響を受けたものと考えられます。

障害児通所支援及び障害児相談支援の実績(1か月当たり)

区分	単位	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度(見込) (2020)
児童発達支援	人	222	236	227
	人日	1,142	1,373	1,346
医療型児童発達支援	人	11	7	4
	人日	54	55	44
放課後等デイサービス	人	347	385	419
	人日	2,894	3,273	3,634
保育所等訪問支援	人	12	12	16
	人日	12	13	17
居宅訪問型児童発達支援	人	2	2	2
	人日	9	4	6
障害児相談支援	人	541	620	710
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	12	12	12

児童発達支援・放課後等デイサービスは、利用者数・利用実績とも増加傾向で、特に放課後等デイサービスは近年事業所の新規開設や利用ニーズの増加などにより大幅に利用が増加しています。一方、医療型児童発達支援は若干減少していますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものだと考えられます。保育所等訪問支援はほぼ横ばいで、障害児相談支援については、相談支援の普及により、年々増加しています。

《障害福祉サービスの概要》

居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の障害があり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴、排せつ、食事などの介護や、外出時の移動の支援などを総合的に行うサービスです。
同行援護	視覚障害により、移動が著しく困難な人の外出時に、移動の援護や必要な情報の提供などを行うサービスです。
行動援護	知的障害や精神障害により、行動が著しく困難な人に、危険を回避するために必要な支援や、外出時の支援を行うサービスです。
生活介護	重度の障害により、常に介護が必要な人に、通所施設で入浴、排せつ、食事などの介護や、訓練又は作業の機会を提供するサービスです。
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、通所施設で身体機能の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、通所施設で生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労移行支援	一般企業などへの就労ができるよう、通所施設で一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービスです。
就労継続支援 (A型)	一般企業などへの就労が困難な人に、通所施設との雇用契約により、知識及び能力の向上のために訓練を行うサービスです。
就労継続支援 (B型)	一般企業などへの就労が困難な人に、通所施設での働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整の支援を一定の期間にわたり行うサービスです。
療養介護	重度の障害により、常に医療と介護を必要とする人に、入所施設で医学的管理のもと、機能訓練や看護などを提供するサービスです。
短期入所	自宅で介護する人が病気などの場合に、施設において短期間の宿泊を伴う入浴、排せつ、食事などの介護を行うサービスです。
共同生活援助	共同生活をする住居において、夜間や休日の入浴、排せつ、食事など日常生活の介護を行うサービスです。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事など日常生活の介護を行うサービスです。
自立生活援助	地域での一人暮らしを志望する障害者の地域生活を支援するため、一定期間にわたり、定期的に巡回訪問等を行い、適宜支援を行うサービスです。
計画相談支援	障害福祉サービス等の利用について、サービス等利用計画案を作成し、適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行うサービスです。
地域移行支援	長期の入所や入院をしている人に、住居の確保その他の地域生活移行のための活動に関する相談その他必要な支援を行うサービスです。
地域定着支援	地域生活が不安定な一人暮らしの人に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談その他必要な支援を行うサービスです。

《地域生活支援事業の概要》

相談支援事業 (障害者生活支援センター)	障害のある人等の相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な援助を行います。
成年後見制度利用支援事業	物事を判断する能力が十分ではない人に、本人の権利を守る援助者により、本人を法的に支援する成年後見制度の利用に必要な援助を行います。
意思疎通支援事業等	聴覚障害及び視覚障害のある人を対象に、手話通訳、要約筆記、点訳、音訳及び拡大写本等により、意思疎通・情報取得の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	在宅の重度の障害のある人等に対し、日常生活上の便宜を図り、その福祉の増進のために自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人等に対し、必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の支援を行います。
日中一時支援事業	在宅の障害のある人等に対し、通所施設で日中における活動の場を提供し、日常的に介護している家族などの一時的な休息のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	在宅の障害のある人等に対し、通所施設で創作的活動、生産活動、社会との交流の場の提供を行うことで、障害のある人やその家族の地域における生活を支援します。

《児童福祉法によるサービスの概要》

児童発達支援	未就学の児童に対して、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うサービスです。
医療型児童発達支援	肢体不自由等医療を必要とする未就学の児童に対して、児童発達支援及び治療を行うサービスです。
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に通所施設で、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所や学校などを訪問し、障害のある児童に関し、集団生活への適応のための専門的な支援や助言を行うサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	重度心身障害児などの重度の障害がある児童であって、外出するのが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問し、児童発達支援を行うサービスです。
障害児相談支援	児童福祉法によるサービス等の利用について、サービス等利用計画案を作成し、適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行うサービスです。

第3章 計画の基本方針

「第6期宇治市障害福祉計画」・「第2期宇治市障害児福祉計画」

1 地域生活を支援するサービス提供体制の整備

障害のある人が住み慣れた地域で自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、また、施設入所及び入院から地域生活へ移行して安心してくらすことができるよう、サービス提供体制の整備を計画的に進める必要があります。

また、高齢化がますます進む中で、障害のある本人だけでなく、その介護者の高齢化といった問題も深刻になっていることから、今後を見据え、地域生活支援拠点等(※)のさらなる機能の充実を図り、障害のある人の生活を地域で支える体制を確保する必要があります。

(※)地域生活支援拠点等とは、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくりなどの様々な支援を切れ目なく提供する機能をもつ場所や体制のこと

2 働く意欲を持った障害のある人に対する就労支援整備

障害のある人にとって働くことは、経済的な基盤づくりであるとともに、労働を通じて喜びや生きがいなどを見出したり、社会参加、社会貢献などの自己実現を図ったりするなど、経済的、社会的な自立を支える重要な柱となるものです。

学校卒業後に、能力と適性に応じた進路選択ができるとともに継続して就労ができるよう、福祉、教育機関、生活困窮対策に関する部局等の各分野の連携をより一層強化する必要があります。

宇治市においても令和2年4月に策定した「宇治市障害者活躍推進計画」に基づき、雇用を通じた障害のある人の社会的自立を推進するため、障害者雇用に取り組んでいきます。

3 相談支援体制の充実

障害のある人が地域生活を送る上で、いつでも気軽に相談ができ、適切な情報提供や支援を受けることのできる窓口が不可欠です。

しかし、障害のある人を取り巻く環境が複雑化する中で、一人一人の課題に対応できる相談支援員の数が十分とは言えない状態です。日頃から緊急時まですぐに相談ができ、必要な機関に繋ぐ総合的な相談支援体制の確保をするため、生活相談支援センター、地域生活支援拠点、特定相談支援事業所、地域自立支援協議会等の関係機関と連携し、地域の課題に対して検証・検討を行い、相談支援体制の充実を図ります。

4 障害種別にかかわらない包括的な支援体制の整備

身体障害、知的障害、精神障害、難病、高次脳機能障害、発達障害、医療的ケアが必要な人など、障害種別にかかわらない包括的な支援体制の整備に努めます。

また、障害者手帳を取得していない人の支援についても、十分な情報提供を行うことにより、障害福祉サービスの活用を促進する必要があります。

5 障害のある児童の支援の提供体制の整備

障害のある児童への支援は、成長に伴い関わる機関が変わっていくことから、乳幼児期から各ライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供する体制が必要です。

障害児通所支援及び障害児相談支援の利用については年々増加しており、今後もニーズが高まることを踏まえ、支援体制の確保とともに、サービスの質の確保も重要となります。

6 地域共生社会の実現、社会参加を支える取組

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために、市民一人一人が福祉に対する理解を深め、日常的に交流する機会をもつことが望まれます。市民に対する障害への正しい知識の啓発や理解の促進により、障害のある人も共に生きる地域の一員として地域づくりの主体となれるよう、相互理解を深める取組を推進していきます。

また、障害のある人が文化・芸術・スポーツ等を通じてそれぞれの個性や能力を発揮し積極的に社会参加できるよう、多様な活動に参加できる機会の充実を図ります。

さらに、障害の有無にかかわらずすべての人が等しく読書を楽しめる社会を目指して、本市においても、図書館に来館せずにパソコンやスマートフォン等から貸出しや閲覧ができる電子図書を導入するなど、読書環境の整備に努めます。

7 差別解消と権利擁護の推進

障害者差別解消法や障害者虐待防止法に基づき、障害を理由とした不当な差別や虐待の防止、障害のある人の人権擁護に向けた取組を地域全体で共有する必要があります。

本市においても、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する宇治市職員対応要領」に基づき、今後もすべての障害のある人が障害のない人と同様に尊重され、合理的配慮がなされるよう、職員研修も含め啓発の徹底に努めます。

また、障害等により判断能力が十分でない人が、成年後見制度などにより、権利擁護支援を円滑に受けられることができるよう、制度の周知と利用促進を図るとともに、福祉、医療、司法の専門職等と連携し、成年後見制度の取組を推進する新たな支援体制の構築に向けた検討を進めます。

第4章 障害福祉サービスの整備目標

国の「基本指針」で基本的な整備目標とされている、次の2つの柱に沿って、必要な障害福祉サービスの整備を進めていきます。

(抜粋～障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標における基本的事項～)

- ① 令和5年度(2023年度)末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度(2019年度)末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて令和5年度(2023年度)末の施設入所者数を令和元年度(2019年度)末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。
- ② 令和5年度(2023年度)中に就労移行支援事業等を通じた一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度(2019年度)の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とするとともに、就労移行支援事業利用からの一般就労への移行については、令和元年度(2019年度)の移行実績の概ね1.30倍以上、就労継続支援A型事業利用からの移行については概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業利用からの移行については概ね1.23倍以上を目指すこととする。



障害福祉サービスの見込量

1. 第6期障害福祉計画の整備目標

① 施設入所者の地域生活への移行及び施設入所者の削減

【国の基本指針】
 ○令和元年度(2019年度)末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行することを基本とする。
 ○令和元年度(2019年度)末時点の施設入所者数の1.6%以上削減することを基本とする。

【宇治市の方針】
 国の基本方針を踏まえつつ、地域移行にかかる本市の過去の実績や地域のニーズ、課題等を総合的に勘案し、以下の目標値を設定するとともに、障害のある人の自立支援を支えるために、さらなる相談支援の充実や地域生活に必要なサービス提供体制の整備、情報提供の充実を図ります。

令和5年度(2023年度)末における施設入所者数数値目標

項目	人数等	備考
【令和元年度(2019年度)末】 施設入所者数	136人	令和元年度末の施設入所者数

〈参考〉	平成30年度地域移行者数実績 (2018年度)	2人	令和元年度地域移行者数実績 (2019年度)	1人
------	----------------------------	----	---------------------------	----



【目標値】 地域生活移行者数	8人 (約6%)	令和5年度(2023年度)末までに施設入所から地域生活へ移行する人数 ()内は地域生活移行者数を全入所者数で除した値
【目標値】 入所者数削減見込	2人 (約1.5%)	令和5年度(2023年度)末段階での差引減少見込数 ()内は削減見込数を全入所者数で除した値

② 福祉施設利用者の一般就労への移行

【 国の基本指針 】

- 就労移行支援事業等(就労移行支援、就労継続支援等)を通じた一般就労への移行者数について、令和5年度(2023年度)中に令和元年度(2019年度)の移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
- 就労移行支援事業利用から一般就労への移行実績については、令和元年度(2019年度)実績の概ね1.30倍以上を基本とする。
- 就労継続支援A型事業利用から一般就労への移行実績については、令和元年度(2019年度)実績の概ね1.26倍以上を基本とする。
- 就労継続支援B型事業利用から一般就労への移行実績については、令和元年度(2019年度)実績の概ね1.23倍以上を基本とする。
- 令和5年度(2023年度)における福祉施設利用者の一般就労への移行者のうち、7割が就労定着支援を利用することを基本とする。
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

【 宇治市の方針 】

国の基本方針を踏まえつつ、福祉施設利用者の一般就労への移行にかかる本市の過去の実績や地域のニーズ等を総合的に勘案し、以下の目標値を設定するとともに、関係機関との連携によるさらなる相談体制の充実や市民及び企業への情報提供の充実、地域の社会資源の充実を図り、一般就労への移行を促進します。

また、一般就労への移行後の定着も重要であることから、就労定着支援等の障害福祉サービスの利用促進や連携強化による支援の充実を図ります。

○令和5年度(2023年度)における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数の数値目標

項目	人数等	備考
【令和元年度(2019年度)】 年間一般就労移行者数	25人	令和元年度(2019年度)において就労移行支援事業等を通じて一般就労した者の数

〈参考〉	平成29年度実績 (2017年度)	21人	平成30年度実績 (2018年度)	19人
------	----------------------	-----	----------------------	-----



※過去3年の平均実績に国指針の係数1.27倍を乗じた数を目標値に定めます

項目	人数等	備考
【目標値】 年間一般就労移行者数	28人	令和5年度(2023年度)において就労移行支援事業等を通じて一般就労する者の数

○令和5年度(2023年度)における就労移行支援事業利用から一般就労への移行者数の数値目標

項目	人数等	備考
【令和元年度(2019年度)】 年間一般就労移行者数	19人	令和元年度(2019年度)において就労移行支援事業を利用し、一般就労した者の数

〈参考〉	平成29年度実績 (2017年度)	18人	平成30年度実績 (2018年度)	16人
------	----------------------	-----	----------------------	-----



※過去3年の平均実績に国指針の係数1.30倍を乗じた数を目標値に定めます

項目	人数等	備考
【目標値】 年間一般就労移行者数	23人	令和5年度(2023年度)において就労移行支援事業を利用し、一般就労する者の数

○令和5年度(2023年度)における就労継続支援A型利用から一般就労への移行者数の数値目標

項目	人数等	備考
【令和元年度(2019年度)】 年間一般就労移行者数	1人	令和元年度(2019年度)において就労支援A型事業所を退所し、一般就労した者の数

〈参考〉	平成29年度実績 (2017年度)	2人	平成30年度実績 (2018年度)	2人
------	----------------------	----	----------------------	----



※過去3年の平均実績に国指針の係数1.26倍を乗じた数を目標値に定めます

項目	人数等	備考
【目標値】 年間一般就労移行者数	2人	令和5年度(2023年度)において就労支援A型事業所を退所し、一般就労する者の数

○令和5年度(2023年度)における就労継続支援B型利用から一般就労への移行者数の数値目標

項目	人数等	備考
【令和元年度(2019年度)】 年間一般就労移行者数	4人	令和元年度(2019年度)において就労支援B型事業所を退所し、一般就労した者の数

〈参考〉	平成29年度実績 (2017年度)	1人	平成30年度実績 (2018年度)	1人
------	----------------------	----	----------------------	----



※過去3年の平均実績に国指針の係数1.23倍を乗じた数を目標値に定めます

【目標値】 年間一般就労移行者数	3人	令和5年度(2023年度)において就労支援B型事業所を退所し、一般就労する者の数
---------------------	----	--

○就労定着支援についての目標

一般就労した後の就労定着についても重要なことから、宇治市においても国の指針に準じて福祉施設から一般就労移行者のうち、7割が就労定着支援を利用することを旨すとともに、就労定着支援事業所の就労定着率についても定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上となるよう障害福祉サービス事業所と連携を図ります。

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で暮らすための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を備えた地域生活支援拠点等の整備を引き続き推進していくとともに、令和5年度（2023年度）末までに、運用していく中で明らかになった課題や地域のニーズに答えられているか、継続的に検証及び検討を行い、さらなる機能の充実に努めます。

④ 精神障害にも対応した包括的な支援体制の整備

精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが地域の一員として安心して暮らすことができるよう、令和5年度（2023年度）末までに精神障害にも対応した包括的な支援体制を整備するため、保健・医療・福祉関係者との重層的な連携の仕組みづくりに努めます。

⑤ 相談支援体制の充実・強化のための取組

令和5年度（2023年度）末までに総合的・専門的な相談支援の実施及び相談支援体制の強化を目指すために、関係機関との連携を深め、支援の充実に努めます。

⑥ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和5年度（2023年度）末までに都道府県等が実施する研修の積極的な参加や関係市町村との情報共有を行い、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築を目指します。

2. 第2期障害児福祉計画の整備目標

〈障害児支援体制の整備等〉

【 国の基本指針 】

- ①令和5年度（2023年度）末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- ②令和5年度（2023年度）末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ③令和5年度（2023年度）末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- ④令和5年度（2023年度）末までに、医療的ケア児の支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

① 児童発達支援センターの整備について

平成24年度（2012年度）より児童発達支援センターは開設されており、今後も関係機関等との連携を図り、支援の充実に努めます。

② 保育所等訪問支援を利用できる体制の整備について

保育所等訪問支援についてはすでに実施しており、今後も支援の充実と周知に努めます。

③ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保について

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所における支援は実施しており、今後も支援の充実に努めます。

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の整備及びコーディネーターの配置について

医療的ケア児の支援の在り方を協議する場は設置されており、また、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置も行われているため、今後も引き続き圏域単位の関係機関等を含めた協議の場の充実に努めます。

第5章 障害福祉サービス等の見込量

1. 第6期障害福祉計画のサービス見込量

いずれのサービスについても、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しつつも、事業所と利用者それぞれが感染拡大を予防した「新たな生活様式」を実践するものと考え、今後の見込量の算出に及ぼす影響は最小限としています。

(1) 訪問系サービス

アンケート結果におけるニーズを踏まえつつ、平成30年度(2018年度)から令和2年度(2020年度)までの利用実績を勘案し、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの利用者数を推計しています。

訪問系サービスの見込量(1か月当たり)

区分		単位	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
居宅介護	利用者数	人	380	406	434
	見込量	時間	9,208	10,783	12,627
重度訪問介護	利用者数	人	23	30	39
	見込量	時間	7,160	8,442	9,953
同行援護	利用者数	人	64	76	91
	見込量	時間	1,305	1,612	1,991
行動援護	利用者数	人	90	105	122
	見込量	時間	3,327	4,113	5,084
合計	利用者数	人	557	617	686
	見込量	時間	21,000	24,950	29,655

(2) 日中活動系サービス

アンケート結果におけるニーズを踏まえつつ、平成30年度(2018年度)から令和2年度(2020年度)までの利用実績、さらにサービス事業所の新規開設及び定員増等の見込みを勘案し、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの利用者数を推計しています。

日中活動系サービスの見込量(1か月当たり)

区分	単位	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
生活介護	人	441	448	455
	人日	9,134	9,810	10,536
自立訓練(機能訓練)	人	2	2	2
	人日	28	28	28
自立訓練(生活訓練)	人	42	44	46
	人日	426	443	462
就労移行支援	人	55	60	65
	人日	887	968	1,048
就労継続支援(A型)	人	123	128	133
	人日	2,306	2,400	2,494
就労継続支援(B型)	人	300	309	318
	人日	4,767	4,915	5,068
就労定着支援	人	26	28	30
療養介護	人	29	29	29
短期入所	人	177	187	197
	人日	887	937	987

(3) 居住系サービス

居住系サービスについては、アンケート結果におけるニーズを踏まえつつ、施設入所者の地域生活への移行における数値目標を勘案して推計しています。

居住系サービスの見込量(1か月当たり)

区分	単位	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
共同生活援助	人	161	171	181
施設入所支援	人	136	135	134
自立生活援助	人	1	2	3

(4) 計画相談支援等

計画相談支援については、障害福祉サービス利用者に順次普及し、相談支援の充実を図ります。地域移行支援及び地域定着支援については、アンケート結果により、今後3か年を見込んでいます。

計画相談支援等の見込量(1か月当たり)

区分	単位	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
計画相談支援	人	1,170	1,257	1,350
地域移行支援	人	4	5	6
地域定着支援	人	62	67	72

2. 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づく国の地域生活支援事業実施要綱に定められる事業であり、本市では、地域の特性や利用者の状況に応じ、アンケート結果におけるニーズを踏まえつつ、平成30年度(2018年度)から令和2年度(2020年度)までの利用実績を勘案して、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの利用者数を推計しています。

地域生活支援事業の見込量(年間)

区分	単位	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
相談支援事業 (障害者生活支援センター)	か所	1	1	1
成年後見制度利用支援事業 ※1、※2	件	26	28	30
意思疎通支援事業	件	864	864	864
日常生活用具給付等事業	件	4,784	4,784	4,784
移動支援事業	時間	37,000	38,000	39,000
日中一時支援事業	時間	115,000	120,000	125,000
地域活動支援センター事業 ※1	か所	4	4	4

※1 成年後見制度利用支援事業、地域活動支援センター事業は障害者分の件数。

※2 成年後見制度利用支援事業は、宇治市長の審判申立及び費用の助成件数。

3. 第2期障害児福祉計画のサービス見込量

児童福祉法による障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援）については、アンケート結果におけるニーズを踏まえつつ、平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）までの利用実績を勘案して、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの利用者数を推計しています。

第2期 障害児福祉計画の見込量（1か月当たり）

区分	単位	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
児童発達支援	人	240	245	250
	人日	1,414	1,444	1,473
医療型児童発達支援	人	3	2	2
	人日	20	14	14
放課後等デイサービス	人	457	498	543
	人日	4,038	4,486	4,984
保育所等訪問支援	人	20	24	28
	人日	21	26	30
居宅訪問型児童発達支援	人	3	4	5
	人日	10	13	17
障害児相談支援	人	807	919	1,046
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	12	12	12

第6章 目標実現のための方策

この障害福祉計画では、障害のある人が地域で安心して基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活を送るために数値目標及び必要なサービスの見込量を定め、そのための方策を、包括的な視点に基づき、次のとおり設定します。

1. 地域生活に必要なサービス提供体制の整備

障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で生活を続けていくために、地域での安心・安全な生活を支援するサービス提供体制の整備等が必要です。

- ① 障害福祉サービス、障害児福祉サービス及び地域生活支援事業等について、今後見込まれる多様なニーズに対応できるよう、事業所に対して障害福祉に関する情報提供を積極的に行う等、障害福祉サービス事業所等の新規参入を促進し、事業所の確保に努めます。
- ② 障害のある人が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるよう、サービス提供事業者によるサービスの質の向上を図ることが重要なことから、京都府と連携して事業者に対し、制度等の情報提供・周知に努めます。

また、福祉人材の質と量を確保するため、特に若年層に対する福祉職場の魅力の周知が重要であり、教育委員会等との連携も含めた魅力周知の取組を検討していきます。

- ③ 緊急時にすぐに相談ができ、必要に応じた対応が図られるよう、宇治市内に3ヶ所ある地域生活支援拠点において、面的な体制で地域生活における支援を促進するため、3つの拠点において地域の課題やニーズ等を共有し、今ある機能をさらに強化し、障害のある人の生活を地域全体で支える仕組みづくりに努めます。

2. 相談支援体制の整備

サービスの提供体制の確保とともに、サービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が必要不可欠です。

- ① 障害のある人が生活の身近な場で気軽に相談できるよう、相談支援の機能の充実について、地域生活支援拠点の役割と併せて、検証・検討します。
- ② 必要な人に必要なサービスを提供するためには、サービス利用の支給決定前に「サービス等利用支援計画」が適切に作成される体制を確保することが重要であり、相談支援を行う人材の確保を含めた相談支援機能の向上を図ります。
- ③ 障害児相談支援については、児童の心身の状況や、児童及び家族の意向を踏まえた適切な支援を行うに当たって、関係機関を繋ぐ中心となる重要な役割を担っています。障害の疑いのある段階から、対象の児童やその家族に対する継続的な相談支援の提供体制の整備に努めます。

3. 就労支援の強化

障害のある人が地域で自立した生活をするためには、就労支援の体制を確保し、経済的な基盤を作ることが重要です。

- ① 一般就労への移行に向けては、公共職業安定所（ハローワーク）や障害者就業・生活支援センター等関係機関との連携や、意見交換を行い、課題を的確に捉えることにより、移行前、移行後の支援体制の充実を図ります。また、就労定着支援により、一般就労へ移行した後も継続的な支援を行える体制を確保していきます。
- ② 一般就労への移行が困難な福祉施設就労者についても、地域で自立した生活を送るためには工賃の向上が課題です。障害者優先調達法を踏まえた宇治市の指針に基づく調達の推進に加え、国や京都府の動向も注視しながら、事業所との連携により工賃向上の取組を検討し、就労意欲の向上を図ります。

-
-
- ③ 障害のある人の雇用促進を図るため、「市政だより」や「宇治労政ニュース」等を通じて、市民及び企業に対し、理解や協力を求める啓発を行うとともに、企業に対しては、ジョブコーチ支援やトライアル雇用など、国の各種雇用促進施策の情報提供に努めます。

4. 発達障害のある児童への支援

発達障害を早期に発見し、早期に個々の特性を踏まえた専門性の高い療育を身近な地域で受けることができる体制づくりが必要です。

- ① 発達障害のある児童に対しては、疑いのある段階から早期発見し、早期支援を行うことが重要です。行政、こども発達支援センター、療育施設、医療機関等が連携し、乳幼児期から専門性の高い発達支援を行うことができるよう、支援の充実に努めます。
- ② 発達障害のある児童本人への支援と併せ、保護者等の家族が、児童の特性を理解して適切に対応ができることが重要であるため、保護者同士が意見の交換を行い、経験者の知識を共有できる交流の場の確保など、家族支援の充実に努めます。
- ③ 育ちの場である幼稚園、保育園、認定こども園、学校等による支援に加えて、発達相談員等が家族等の希望で幼稚園や保育園等を巡回することで、各園と発達障害のある児童の支援について連携するなど、より質の高い保育等の実施を目指すとともに、家族の不安が軽減できるよう努めます。

5. 関係機関等との連携及び情報提供の充実

様々な障害種別がある中で、障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活をするためには、一人一人に必要なサービスは福祉・保健・医療など多分野に及ぶことから、各機関が連携してサービスを提供する体制が必要です。

また、社会資源を十分に活用するためには、障害種別に応じた手段により、必要な情報を得ることが不可欠となります。

-
-
- ① 障害者生活支援センター、地域自立支援協議会、身体障害者相談員、知的障害者相談員や、サービスを提供する事業所等との連携により、地域の課題やニーズを把握し、サービス提供体制の充実を図ります。
 - ② 医療的ケアが必要な人、難病、高次脳機能障害など、障害種別にかかわらず、障害のあるすべての人が、真に必要とするサービスを広い選択肢の中から選び、利用ができるよう、関係機関と連携し、多様な情報をそれぞれの障害に応じて入手し伝達できるように努めます。
 - ③ 障害児支援について、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を行うため、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携し、支援体制の充実を図ります。
 - ④ 障害のある児童の地域社会への参加を推進するため、保育所等訪問支援の活用など、障害児通所支援事業所が保育所や学校等と連携し、育ちの場での支援に協力できる体制の確保を図ります。
 - ⑤ 感染症対策や自然災害時の対応等について、日頃から保健、医療、危機管理等の関係機関と連携し情報共有するとともに、有事の際には、官民の垣根を越えて連携し対応できるように努めます。

6. 市民の理解・啓発の促進

障害のある人が、安心して地域で生活するためには、地域で暮らす人々が障害に対する正しい認識をもち、理解を深めることが重要です。

- ① 平成29年(2017年)12月に施行した宇治市手話言語条例に基づき、手話はもとより、要約筆記や筆談、点訳、音訳、拡大写本、代筆、代読等への理解の促進のための施策を推進しており、市民、企業、公共機関及び学校等への出前講座を実施するなどし、障害特性の理解の促進に努めます。
- ② 小中学校における障害に対する理解教育や、市職員に対する研修等により、障害に対する正しい認識及び合理的配慮の必要性についての理解の啓発に努めます。

-
-
- ③ 障害のある人の市主催イベント等への参加及び障害者週間記念事業における啓発等を通して、社会への関わりの機会を増やし、地域の人々との交流を促進します。

7. 計画の達成状況の点検及び評価

障害者総合支援法においては、障害福祉計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

本市においても、宇治市障害者福祉基本計画施策推進協議会を開催し、計画の進捗状況等について報告するとともに、計画を推進していくための意見・提案等を受け、必要があれば、計画の見直しその他の改善を図ります。

PDCAサイクルとは

さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。